第８項第12号、第14号又は第15号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	行為を業として行う旨）
21～24　［略］	
25　第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ、第４号から第９号まで及び第11号に掲げる事項	別添８のとおり
26　第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第１条の12第２号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第４項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
27　商品デリバティブ取引関連業務を行う場合には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第２項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
28　［略］	

（注意事項）

［１・２　略］

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

［⑴・⑵　略］

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「28　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

⑷　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を（　）書きで併せて記載することができる。（「28　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）

４　［略］

［（第３面）～（第10面）　略］

（第11面）

（別添８：第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ、第４号から第９号まで及び第11号に掲げる事項）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

16～19　［同左］	
20　第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ及び第４号から第９号までに掲げる事項	別添８のとおり
21　第一種金融商品取引業を行う場合（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であって、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金の名称	
［項を加える。］	
22　［同左］	

（注意事項）

［１・２　同左］

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

［⑴・⑵　同左］

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「22　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

⑷　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を（　）書きで併せて記載することができる。（「22　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）

４　［同左］

［（第３面）～（第10面）　同左］

（第11面）

（別添８：第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ及び第４号から第９号までに掲げる事項）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）